

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

小田原市

2 構造改革特別区域の名称

医師臨床研修推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

小田原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、神奈川県西地区に位置する人口20万人の特例市である。小田原市立病院は、医療法に基づく医療計画に定められた2次医療圏の基幹病院の役割を担っている。また、昭和63年4月1日から臨床研修指定病院として研修医教育を担っている。

神奈川県内において臨床研修指定病院（一般病院）は、平成15年4月現在、41病院であるが、うち37病院が県土を二分する相模川以東に偏在している。

平成16年4月から、医師法改正により医学部卒後2年間の臨床研修が義務付けられることになったが、小田原市立病院は、引き続き臨床研修医に対する教育を担うため、厚生労働省に臨床研修病院指定申請書を提出しているところである（平成15年7月30日付け提出。平成15年10月1日現在審査中。平成15年末までに指定見込み。）。

小田原市立病院が策定し、臨床研修指定病院指定申請書に添付した臨床研修プログラムは、患者の疾病のみを診るのではなく、患者を取り巻く社会面・経済面・心理面などを幅広くとらえた上で、個々の患者に応じた最適な医療を提供できる医師を養成するよう策定したものである。

小田原市立病院は、神奈川県周産期救急医療事業において、県西地区の基幹病院として地域ブロックの拠点として、重症例を中心にあらゆる周産期救急患者を24時間体制で受け入れている。また、少子化の進展が大きな社会問題となっている現在、乳幼児を持つ親と子が深夜の急病に対して不安なく生活できる環境づくりを実現するため、平成12年4月1日から小児深夜救急医療事業（厚生労働省小児救急医療支援事業）を開始するなど、救急医療に力を入れている。

小田原市立病院は、上記のような県西地域の基幹病院としての利点を活用し、臨床研修医に対して、地域に密着した実践的なプライマリ・ケアを習得させるとともに、医師として必要な人間関係、生活態度、基本的診療能力を身につけさせることにより、医療水準の向上に寄与することができる。

全国の医師数は、充足してきているといわれているものの、地域医療に従事する医師は、まだまだ不足しているため、地域医療は大学からの医師の派遣に頼らざるを得ない現状があり、小田原市立病院も同様である。

このため、将来の地域医療の担い手となる医師を、地域医療機関が自ら育成していくことが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

平成16年4月からの医師法改正により、医師の卒後2年間の臨床研修が必修化され、「医師としての基盤形成の時期に、アルバイトせずに研修に専念できる環境を整備し、プライマリ・ケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得するとともに、

医師としての人格を涵養する。」ことが臨床研修に求められることとなった。

小田原市立病院は、構造改革特別区域計画を策定し、臨床研修医を地方公務員法第22条第5項に基づく臨時職員として2年間継続的に雇用するとともに臨床研修医に対する研修に専念できる充実した処遇を用意し（ ）、臨床研修プログラムに基づき、地域に密着した実践的なプライマリ・ケアを習得させるとともに、医師として必要な人間関係、生活態度、基本的診療能力を身につけさせる（ 、 ）ことにより、当該臨床研修医の資質向上を図るとともに、地域医療水準の向上に寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

小田原市立病院は、神奈川県西地区の基幹病院であり、従来より、周産期救急医療や小児深夜救急医療を実践してきている。

少子化対策の重要性が認識されている中で、市としても重点施策の一つとして小児深夜救急医療等に取り組んでいるが、小田原市立病院では、このような市全体の取組に位置付けられた地域医療の実態を臨床研修医に正しく認識させることができる。これにより、社会の変化に伴って市民から医療に向けられる意識やニーズの変化に的確に応えることができる医師を育成し、地域医療の向上を図る。

小田原市立病院では、平成16年4月以降、毎年6人の研修医を受け入

れ、地域に密着した実践的なプライマリ・ケアを習得させるとともに、医師として必要な人間関係、生活態度、基本的診療能力を身につけさせ、もって医療水準の向上に寄与する。

また、小田原市立病院で研修を修了した有能な臨床研修医が、将来、小田原市を中心とする医療圏において医療に従事することが期待できるようになることにより、地域の医療水準の向上にも寄与する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

小田原市立病院は、「4 構造改革特別区域の特性」で述べたように小児や周産期における救急医療など、地域における医療ニーズに積極的に取り組んでいるところである。

このような地域の病院で研修が行われることは、医師の資質向上に役立つ社会的効果が見込まれる。

また、臨床研修は医師としての第一歩であり、その後の医師としての生涯の発展に大きな影響を及ぼすものである。若手医師の大学病院志向が強い現状の中で、一人でも多くの地域医療を志す医師を育成することにより、地域医療の水準が向上する。

なお、小田原市立病院で研修を行った臨床研修医が、将来、小田原市を中心とする医療圏において医療に従事することを誘導するため、新たに「臨床研修医研究費貸与事業」を実施する。

臨床研修医の数の推移及び研修修了後医師地域医療従事目標数

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
臨床研修医数	3人	3人	6人	12人	12人	12人
貸与対象医師数				2人	2人	2人
目標数（新規従事）					0人	0人

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
臨床研修医数	12人	12人	12人	12人	12人	12人
貸与対象医師数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
目標数（新規従事）	1人	1人	1人	1人	1人	1人
従事目標数累計	1人	2人	3人	4人	5人	6人

8 特定事業の名称

地方公務員の臨時的任用期間の延長事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

《既存事業》

・ 小田原市立病院臨床研修プログラム

県西地域の基幹病院としての利点を活用し、地域に密着した、実践的なプライマリ・ケアを習得し、医師として必要な人間関係、生活態度、基本的診療能力を身につけることを目標とした2年間で完結する研修プログラム。

・ 周産期救急医療事業

神奈川県周産期救急医療事業において、地域ブロックの拠点として、重症例を中心にあらゆる周産期救急患者を24時間体制で受け入れ。

・ 小児深夜救急医療事業

二次医療圏における二十四時間対応の小児専門救急医療体制確保のため実施。

《新規事業》

・ 臨床研修医研究費貸与事業

研修1年目を修了し、研修成績が優良であると認められる臨床研修医が希望した場合、研究費を貸与する。

研修修了後10年以内に、県西医療圏で地域医療に従事することになった場合は、返還を免除する。

なお、16年度中に要綱を制定し、17年度から貸付を開始する予定である。

(貸付額については、16年度中に検討し、予算化する。)

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

409 地方公務員の臨時的任用期間の延長事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特定事業の実施主体

小田原市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成16年4月1日

4 特定事業の内容

主体： 小田原市

区域： 小田原市の全域

内容： 小田原市立病院において、小田原市立病院卒後臨床研修プログラムに基づき臨床研修医に対して研修を行う。

16年度において6人、17年度以降1年次・2年次各6人ずつ計12人を受け入れる。

プログラムの目的と特徴：

県西地域の基幹病院としての利点を活用し、地域に密着した、実践的なプライマリ・ケアを習得し、医師として必要な人間関係、生活態度、基本的診療能力を身につける。

5 当該規制の特例措置の内容

(当該特定分野の人材の育成と当該職に1年を超えて任用することとの関係等)

本特例措置は、臨床研修指定病院である小田原市立病院において臨床研修医を雇用する場合に、1年を超えて臨床研修医を任用しようとするものである。臨床研修は、平成16年4月から施行される改正医師法により2年間で義務化されており、小田原市立病院が策定した臨床研修プログラムも2年間で完結するものとなっている。

平成15年9月1日現在における小田原市立病院の正規医師62人の平均在職年数は5年10月で、在職10年以上の医師は15人である。また、在職10年以上の医師のうち、45歳以下の医師は4人である。

この数値から明らかになるように、若い頃から地域医療に従事する医

師は非常に少ないということが出来る。

医師の大学病院志向が強いため地域医療に従事する医師は少なく、また、少子化対策として小児深夜救急医療の重要性がますます高まるにもかかわらず、医師確保が難しい状況にある。このような状況を踏まえ、臨床研修の義務化を好機ととらえ、地域に必要となる人材（医師）を戦略的に育成・確保していこうとするものである。

（臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために任命権者が講ずる措置の具体的内容）

以下は、現在計画中のものである。

（１）特例措置に係る臨時的任用職員数

本特例措置に係る臨時的任用職員は、管理型臨床研修病院（１）として募集する研修医であり、1年次につき2人、合計4人とする（協力型臨床研修病院（２）として受け入れる臨床研修医は、任用期間が1年以内となるため、本特例措置に係る臨時的任用職員としない。）。

（２）臨時的任用の状況の公表について

現在、職員の状況については、財政状況の公表時に給与の状況に併せて毎年1月に市広報により公表しているところである。

本特例措置に係る任用職員については、前記公表に併せて任用数等を市民に公表する。

（３）職員の身分保障について

ア 雇入通知書により任用期間、給与、勤務時間等の任用条件及び業務の内容を明示する。

イ 1回の雇用期間は6か月以内とし、研修の効果が得られないと認められる場合は、再雇用は行わない。

ウ 職員の休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。職員が負傷又は病気により療養を要する場合は、療養を要することとなった日の属する日の翌月から無給とし、健康保険法に基づく傷病手当金の支給を受ける。

なお、本特例措置に係る臨床研修医の年次休暇は、小田原市職員の勤務時間及び休暇に関する条例第13条の規定を適用し、特別休暇は、小田原市職員の勤務時間及び休暇に関する規則別表第4で定める休暇を与える。

エ 本特例措置に係る臨床研修医の任用は、2年を超えないこととする。

(4) 資格要件の制定

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないことのほか、年齢要件、免許要件を資格要件として規則等で定めることとする。

<用語の説明>

1、2 管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院

臨床研修病院は、単独型臨床研修病院と臨床研修病院群（1カ所の管理型臨床研修病院と、1カ所以上の協力型臨床研修病院から構成）という2つの形態がある。

小田原市立病院は、管理型臨床研修病院として曽我病院を協力型臨床研修病院とする研修プログラムを提供するほか、千葉大学及び横浜市立大学を管理型臨床研修病院とした協力型臨床研修病院として研修を提供する。

管理型臨床研修病院としては、臨床研修医の採用を独自に行うとともに、2年間継続して研修を実施する。一方、協力型臨床研修病院としては臨床研修医の採用はせず、管理型臨床研修病院が採用した臨床研修医が管理型臨床研修病院から協力型臨床研修病院に派遣され、2年間の研修期間のうち1年以内の一定期間、研修を行うものである。なお、派遣中の処遇は、通常派遣先の協力型臨床研修病院の基準によることになる。